

平成 31 年度 生 活 規 律

(1) 上履きの使用について

- ① 校内では決められた上履きを使用する。
- ② 上履きには必ず氏名を明記する。
- ③ 忘れた場合は職員室で貸出用上履きを借りて使用する。
- ④ 下駄箱に鍵などをつけて自己管理する。

(2) 体育館履きの使用について

- ① 体育館では決められた体育館履きを使用する。
- ② 体育館履きには必ず氏名を明記する。
- ③ 忘れた場合は職員室で貸出用体育館履きを借りて使用する。
- ④ 保管場所には鍵などをつけて自己管理する。

(3) 授業について

- ① 授業中の携帯電話、音楽プレーヤー等の使用は禁止とし、ロッカーやカバンにしまう。
- ② 授業中の飲食は禁止とし、机の上に飲食物は置かない。
- ③ 授業中に教室外に出る時は指導教員の許可をもらい、学校内を徘徊しない。

(4) 学校生活について

- ① 教室を離れる時は、貴重品を持参するか鍵付きのロッカーで自己管理をする。
- ② 学校備品等を大切に扱うように心がけ、定時制使用教室以外の立ち入りはしない。
- ③ ゴミの片付けや分別を徹底し校内の美化を保つ。
- ④ エレベーターは許可がない限り使用しない。

(5) 部活動について

- ① 顧問または顧問代理のいない場合、活動はできない。
- ② 活動を終了したら、午後 10 時までには完全下校をする。
- ③ 特別指導を受けた生徒、また指導上問題があると認められた生徒の部活動は禁止する。
- ④ 各教科で 1 科目でも考查ごとの定めた欠席を超えた場合、次の中間考查もしくは学期末（学年末）
考查まで活動は禁止とし、これは次年度も継続する。
- ⑤ 学校関係者以外の部活動は禁止する。

（卒業生は事前に顧問の許可を得て「卒業生部活動届け」を提出した場合のみ活動を認める。）

(6) 登下校について

- ① 原則として午後 5 時より登校し、午後 10 時までには完全下校をする。
- ② 学校周辺でたむろしたり、近所への迷惑行為をしたりすることは一切禁止する。
- ③ 学校外の友達を校舎内に招き入れることは禁止する。
- ④ 原付、自動二輪、普通乗用車等に同乗しての登下校は禁止する。
- ⑤ 自転車は指定された場所に駐輪する。
- ⑥ 自転車乗車時の携帯電話、イヤホン、傘などの使用は禁止する。
- ⑦ 自転車、歩行者ともに交通ルールやマナーを守って登下校する。

(7) 給食について

- ① 給食は食堂にて行い、清潔で楽しい場となるように心がける。
- ② 給食時間は、午後6時15分から午後6時40分までとする。
(行事などがある時は変更する場合がある。)
- ③ 給食の喫食をしない生徒の食堂への立ち入りは禁止する。
- ④ 給食は事前に喫食の予約をし、食券と引き替えに取るものとする。
- ⑤ 他の生徒の予約で給食を食べることは禁止する。
- ⑥ 食器類を破損したり、食品をこぼしたりした時は本人が責任を持って処理する。
- ⑦ 給食室への飲食の持ち込みや給食の持ち出しは禁止する。
- ⑧ 食事中は携帯電話等を操作することなく速やかに食す。

(8) その他

- ① 校内における遺失物、拾得物は生活指導部に届け出る。
- ② 学校生活でわからないことがある場合、各自で判断せず教員に相談する。

◎ 特別指導の対象となる事項

- (1) いじめや暴力、法律や公序良俗に反する行為
 - ① 嫌がらせやからかい等によって、他人に精神的な苦痛を与えること。
 - ② 暴力を行使して他人に傷害を負わせる、または他人を脅して金銭や所有物を奪うこと。
 - ③ 校内の器物や他人の所有物を故意に破損したり、窃盗したりすること。
 - ④ シンナー、覚醒剤などの有害薬物を吸引したり、所持や売買したりすること。
 - ⑤ 授業を妨害する、また悪質ないたづらや賭博行為などにより学校生活の秩序を乱すこと。
- (2) 喫煙や飲酒等の法律に触れる行為
 - ① 未成年者の喫煙や飲酒行為、煙草や酒類を所持すること。
(成人においても登下校中や校内での上記行為は禁止する。)
 - ② 喫煙者や飲酒者と一緒にいること。
- (3) メール、インターネット、SNS等の利用に関するルール、マナーに反する行為
 - ① 他人の個人情報、公序良俗に反する事柄、人権侵害、誹謗中傷等にあたる写真、動画、書き込み等を行うこと。
 - ② 本人の許可を得ずに写真、動画、書き込み等を行うこと。
- (4) ルール、マナーに反する行為
 - ① 考査中の不正行為(カンニング)、携帯電話や音楽プレーヤー等を使用すること。
 - ② 原付、自動二輪、普通乗用車等で通学すること。
(特別な事情があり、やむを得ず通学に上記通学手段が必要な場合は許可することがある。)
 - ③ 指導無視や教員への反抗的な言動を行うこと。
- (5) その他のルール違反、迷惑行為
 - ① 上記に該当しないものでも、法律に触れる行為や迷惑行為などは協議する。
 - ② 外部機関(警察等)における指導を受けた場合は状況を確認し協議する。
 - ③ 問題行動の同席者も、協議を行い状況に応じた指導を行う。